

日本脊椎脊髄病学会 入会及び退会規程

(趣旨)

第1条 この法人（以下「本学会」という。）の入会については、定款に定められたことのほかは、この規程による。

(入会手続き)

第2条 本学会の会員になろうとする者は、入会申請書に、所定の事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本学会事務局に提出しなければならない。ただし入会金は徴収しない。

2. 理事会が入会を承認しなかったときは、提出された当該年度の会費は、これを返還する。
3. 特定会員、賛助会員は入会申込み時に評議員1名の推薦を必要とする。

(会費)

第3条 会費は8月31日までに全額納入するものとする。

(退会)

第4条 退会希望者は所定の退会届けを学会事務局に提出し理事会の承認をうる。ただし行政処分者の退会届けは受理しない。

2. 会員退会日は理事会の承認の日とする。

(再入会)

第5条 一旦会員の資格を喪失した者が再度入会しようとする時は新規入会手続きを要する。

2. 会費滞納により会員資格を喪失した者の再入会は、滞納分の会費を納めた上で新規入会手続きを取るものとする。
3. 除名処分を受けた者の再入会は、除名処分決定後最低2年間認めないものとする。
4. 再入会可否の決定は理事会審議による。

(会員の権利)

第6条 会員は入会月から本学会から刊行する機関誌、図書の優先頒布を受けることが出来る。ただし会費滞納の間は停止する。